

SSC 埼玉県障害者社会参加推進 センターだより

平成 28 年 6 月 30 日 109 号

編集

埼玉県障害者社会参加推進センター

〒330-8522

さいたま市浦和区大原 3-10-1

県障害者交流センター内

TEL 048-825-0707

FAX 048-825-3070

メールアドレス

ssk080321@bz03.plala.or.jp

HPアドレス

http://saitama-shokyo.org/info/

発行

NPO法人埼玉障害者センター

〒330-8522

さいたま市浦和区大原 3-10-1

頒価

一部 100 円 (会費に含まれます)

発行日

10 日・20 日・30 日

障害者差別解消法と権利条約

— ノーマライゼーションの実現を —

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」いわゆる障害者差別解消法が、平成 25 年 6 月 26 日に公布され、28 年 4 月 1 日に施行されました。この法律は、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによつて、すべて国民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につながることを目的にし、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的配慮を行うことが求められています。社会的

障壁とは、施設・設備、制度、慣行・文化、偏見等、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものをさします。このように、障害者差別解消法の概要が内閣府のリーフレットに掲載されています。(内閣府 HP)

障害者差別解消法と権利条約

日本政府は、障害者権利条約に署名した 2007 年の翌年に批准しようとしたが、国内の障害者団体から国内法を整備しなければ、権利条約の理念を社会に浸透させることはできないとの指摘で、「障害者制度改革推進本部」を設置し 2013 年から「差別禁止部会」が開催され、障害者基本法の改正と障害者差別解消法の成立等を進めました。

加と平等」をテーマに国連で、「国際障害者年」が定められました。この国際障害者年の中で、「障害者は治療や保護の客体でなく、尊厳をもって自律的に人生を築いていく人権主体であり、障害者の平等な社会参加を妨げるバリアを除去すべきである」という認識が示されました。その後、国連障害者の 10 年(1983 年～1992 年)、その後のアジア太平洋障害者の 10 年間、障害者の人権に対する認識はおおきく高揚し、障害者は自立的に人生を築いていく人権主体で、障害者の平等な社会参加を推進すると云う考えが国際社会で広まりました。このノーマライゼーションは、デンマークのバンク・ミケルセン氏が提唱し、スウェーデンのベングト・ニリエ氏が体系化し障害者施策の重要な考え方として障害者権利条約に結実したものです。

合理的配慮の法的規定

完全参加と平等と云う概念は、

「障害は社会の側にある」とい

う認識に至ります。障害は、「個人の性質・偏見・建物や制度などによって社会とのかかわりで、働くことが出来なかったり、様々な活動に参加できないことであり、差別は、障害を理由にする不当・不適切な対応をとる」と云う概念が前提にあります。合理的配慮については、障害者の権利条約第 2 条に「障害者が他のものと平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって特定の場合に必要とされるもの」と定義され、障害者基本法第 4 条で、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為」を禁止し、障害者差別解消法には、第 3 章（第 7 条・第 8 条）に、国の行政機関や地方公共団体及び民間業者による「障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮を行う」

ことが規定されています。

解消法の問題点

問題点の一つ目としてあげなければならぬのは、合理的配慮には限界があるということです。第 7 条 2 項で、「行政機関等は、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならぬ」と規定しています。障害のある方が合理的配慮を求める意思表示をしても、予算措置の裏付けがなければ配慮は行われないことになりま

す。昨今の社会保障と税の関係では、障害者福祉を充実させる予算措置は期待できない状況にあります。

民間業者については第 8 条 2 項で、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と努力義務にとどめてあります。はたして、民間業者が、コストを度外視して配慮を行うかは疑問です。これらは、障害の性質から来る多様な合理

的配慮の意思表示に対応できない差別解消法そのものの限界と言わざるを得ません。

二つ目の問題点は、障害者権利条約の理念について、社会全体が認識できているかという問題です。「受益者負担」「自己責任」「自助・共助・公助」とい

う言葉で言い表わしている障害の自己責任論とでもいうべき考えと、障害者権利条約に示されている「社会との関係で参加ができないことが障害である」という理念が相反していることです。「障害福祉の充実こそが、新しい社会関係を築き社会の活性化につながる」と云う事に認識の社会的共有化が必要ではないでしょうか。

三つ目の問題点は、障害者の経済についてです。憲法第 25 条には、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。文化的という点に着目すれば、文化を楽しむという要求も経済的理由で

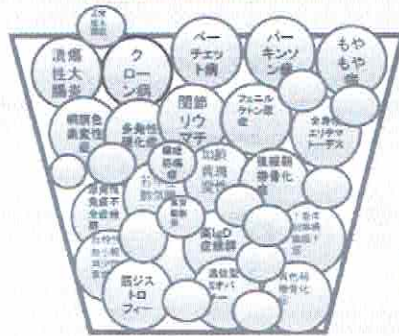
断念するということであれば、差別という言葉で言い表される事になります。障害者の経済的保障についても社会の仕組みとして考えなければならない事柄だと思っています。

これらの問題点は、現在の社会的諸関係や社会の仕組みに起因しています。ノーマライゼーション（前述の共生社会が障害者差別解消法の目的）の理念を社会のすみずみに浸透させて、障害者の完全参加と平等を実現することが、障害者福祉の目標ではないでしょうか。障害者福祉が大切にされる社会がどうあるべきかについては、それぞれの団体が考えるべき課題です。それぞれの障害分野で、差別とは、合理的配慮とは何かを社会に向けて発信し、差別と偏見をなくすることから、ノーマライゼーションを目指すべきではないかと考えています。

NPO 法人 埼玉県障害者協議会

中平 傳次

難 病



難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、治療が難しく、慢性的経過をたどる疾病を総称して用いられていました。多くの難病は、発症することのない慢性疾患であり、生涯にわたって治療が必要ですが、医学の進歩などにより、現在では療養生活と疾患管理の両立はかみながら、継続的な就労が可能となっています。

$$\begin{array}{r} 332 \\ + \\ \alpha \end{array}$$

難病という言葉の中には、数百もの病名（疾病）が含まれている。

難病障害者のひろば

一億総活躍社会

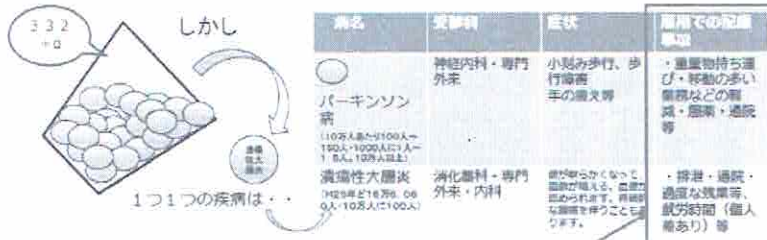
意見交換会
に関する

〜4回シリーズ②〜

埼玉県難病患者就職サポーター

薄田たか子

平成28年4月12日、合同庁舎8号館において、「第7回、一億総活躍社会に関する意見交換会」が行われました。



1つ1つの疾病には、それぞれに症状があり、雇用（就労）の
場面でどういう配慮があれば働きやすいが、基本的には、『配
慮事項』を具体化することに、他の疾患や障害と共通性がある
と考える。

Point) 1つ1つの疾病での配属事項と、その就労力を見極める

テーマ

就労支援拡充」

加藤勝信担当大臣と障害者・
難病患者の立場からの意見交換
です

難病患者からは就労支援に携わっている、神奈川県難病患者就職サポーターの中金竜次氏の意見が出されました。

就労支援の拡充を考えると、何が課題になり、なにを行くと就労支援や雇用が充実できるのかをわかりやすい図を使って説明が行われました。

掲載の☒はネット上にも公開されているものです。

（首相官邸 H P 政策会議 一億総活躍
社会に関する意見交換会議 事次第に
掲載）

当事者、関係者の方に見えていただき、難病のある人の雇用がより促進するようご協力をお願いします。

い致します

悪循環に

ならないように
齒車を回転させるには？

難病の人の就労支援拡充の歯車が好回転していく・・・



精神障害者のひろば

ベーゴマクッキーの キセキ 奇跡と軌跡

特定非営利活動法人

ヒールアップハウス

晴れ晴れ施設長 石崎 美智

今年 3 月 1 日 (日)、晴れ晴れオリジナル「ベーゴマクッキー」を新発売しました。それは、地域で暮らしたいという利用者の方の想いを込めた一粒のクッキーとなり、川口銘菓として羽ばたいています。

願

2008 年 4 月晴れ晴れがパン屋としてオープンした時に、川口らしいお店にしたいと、床にベーゴマを埋めたのがきっかけです。その後、商品研究会を発足し、利用者、職員全員参加

で、晴れ晴れが商品を作る意味や目的、利用者の方の想いと願「ココで暮らしていきたい」という願いから商品コンセプトを「地域で暮らしたいから地域のモノを大切に」という商品展開を行いました。結果、2014 年、2015 年、県内の福祉施設を対象とした焼き菓子コンテストで 2 連覇を果たしました。優勝をきっかけに、ベーゴマクッキーの商品開発を始めました。鋳物工場、ベーゴマ販売元、川口市商工会議所と連携を図り、ベーゴマクッキーに賛同していただいた皆様と手をつなぎ、商品化することができました。

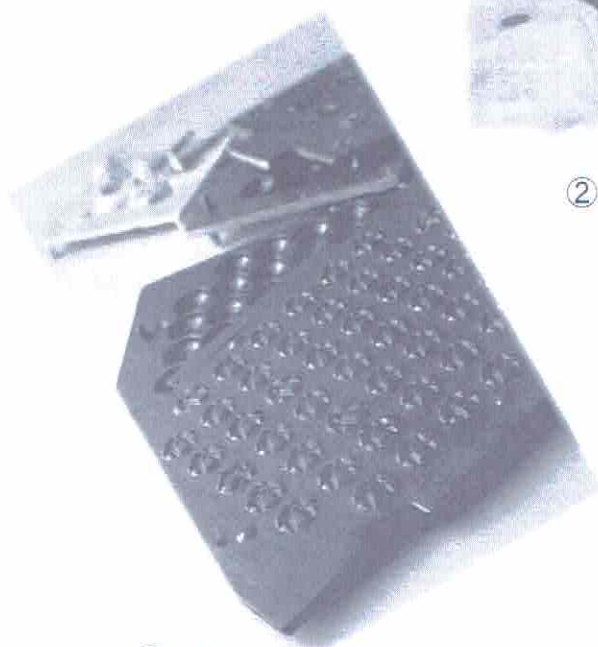
夢

私たちには夢がありました。今回、その夢に共感してくださった皆様が「ベーゴマクッキー」を商品化しました。私は晴れ晴れで、利用者の方から「できることをできる人がや

ればいいんだよ」と教わりました。今回、私は利用者の方の教え通りに、「できることをできる人に」お願いしました。こうして、私たちの十年越しの夢が実現しました。



② 型に材料を仕込む



① 型



③ ベーゴマクッキーの出来上がり

知的障害者のひろば

楽しい事、 いっぱい

入間市手をつなぐ親の会

本人部会 明^{あかし} 竜馬^{りょうま}

「仕事」頑張っています

狭山特別支援学校高等部を卒業して、国立リハビリテーションセンターで職業訓練を経て、オーケー株式会社に就職して9年になりました。スーパーの青果のバックヤードで野菜や果物等の袋詰めをやっています。毎日たくさんさんの袋詰めを他の人たちと黙々と詰めています。午前10時半から午後5時半まで、1時間の昼休みを挟んで週5日仕事をしています。



和太鼓の練習

「太鼓」楽しんでます

金曜日、仕事が終わった後に入間市の健康福祉センターで親の会の仲間たちと和太鼓やよさこいソーランの踊りの練習を月に1回やっています。仕事の後ですが太鼓をたたくと楽しく疲れがふつとびます。

休日にはバス旅行や親の会のたくさんさんの行事、太鼓の発表を色々な所でやり楽しく過ごしています。カラオケも大好きです。

「サッカー」楽しんでます

休日にはもう一つ、サッカーをやっています。入間ゴールズというチームに入っていて、週1回入間川の広場で練習をしたリ試合をしています。

最初はうまくできなかったけれど、6年を過ぎてだいぶ上手になってきたと思える様になりました。チームも練習、練習試合、大会と、繰り返し出場して、強くなり、だんだん勝てる様になりました。

入間市のサッカー大会や西部地区大会やマスキカップでは優勝出来る様になりました。練習はきつい時もあったけど、自分でゴールを決めた時や勝った時は、とても嬉しいです。地区では勝てる様になったけれど、全国大会の予選では負けてしまうので、ここでも勝てる様になりたいと思っています。サッカーだけではなくお花見や色々なレクリエーションをやったり、そ

れも楽しみです

「これからやりたい事」

やってみたい事はたくさんありますが、その中で今一番考えている事は、仕事を頑張りがら家族や仲間と日本中、色々な場所に行ってみたいです。今までも親の会やサッカーのレクリエーション、学校行事で行った所もたくさんあります。けれど、通過しただけの県や名所もたくさんあるので、全国制覇したいです。



三津シーパラダイス

身体障害者のひろば

入所施設って？

社会福祉法人きずなの会

きずなの里理事長 岡田 昭一

十八歳からの身体の不自由な方、主に常時介護が必要で、介護者の高齢化や家庭での介護の継続が困難になった方が生活を共にしています。

施設の支援

食事 ↓ 身体機能に合わせて、できるだけ自力摂取が行えるよう取り組んでおります。

入浴 ↓ 寝たままの状態の入浴をする寝台特殊浴槽、チェアイン機械浴、皮膚疾患などの方に個別入浴も実施しております。

排泄 ↓ オムツからリハビリパンツ、自立に向けてトイレットトレーニングを個別支援しております。

機能訓練 ↓ 理学療法士 P.T、

言語療法士 S.T、音楽療法士 M.T それぞれの先生方が協力、全員でひとつの目標を創り、「できた」という共通の喜び、その過程で体験する人とのかわりを大事にすることが心身のリハビリになると考えます。

医療 ↓ 医療の継続、主に通院。

全員が毎日薬を飲んでおり、薬の継続は施設の大事な仕事。薬の管理、毎日のバイタルチェック対応。

☆現在協力医療機関を

募集しております。

生きていることの

証を求めて

病院で長く入院生活をして、心の負担につかれてしまう、病気や障害になり、失うことばかり体験されてきた方も、園に来て皆さん明るくなっております。職員も利用者がここにきて良かったと思ってくれることに喜びを感じております。

体の障害はなかなか克服できませんが、心のケアは明日への希望を持つことで、小さなことでも出来ることの積み重ねと、人と人との橋渡し、施設だから出来るのが沢山あります。

最後にお願ひがあります

施設の収入は月々金だけの日割りと、土曜、日曜日は無料化により、現実にはケアをしても請求できません。入所支援も夕方から翌朝の16時間以上のケアを行っても2〜3千円程、人件費も出ません。

入所施設の実態は、意外と知られていません。

毎年、福祉予算は削られており、(本年は月額30万マイナス)限られた予算とスタッフでは出来ることに限りがあります。

医師、看護師、リハビリ、加算も厳しい制約があり非現実的です。

親亡き後の障害者の生活保障という入所施設の役割を理解し

ていただきたいです。

「自分自身が社会の弱者になって初めて福祉の遅れを痛感する」

障害者の著書より

さらに、医療機関でもない施設に治療方法もない、三百病例の難病患者を受け入れなさいとなりました。

地域移行、入所施設廃止論の中、高齢の親が子どもを介護する。子どもも五十歳、親八十歳。この現実が、親が最後に求めた、「安心して暮らして欲しい」という願ひの上に入所施設があります。



今日もこの子たちと歩む しあわせ

理事長 岡田 昭一

ご相談をお受けしています

埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター 詫摩 佳子

埼玉県社会福祉協議会では、障害のある方を対象とした相談事業を行っております。お困りのことがございましたら、ご相談ください。

※ FAX はすべて (048) 822-1406 です。相談日は月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）です。



権利擁護相談

（権利擁護センター）

障害のある方や認知症高齢者ご本人や家族等からの生活上の困りごとについてご相談に応じます。相談内容によって専門的な相談機関をご紹介することもあります。

〈相談内容〉

- ・ 親が亡くなったが、相続人に関する知的障害のある人がいる。
- ・ 一人暮らしの家族の生活が心配だ。

〈連絡先・受付時間〉

☎ (048) 822-1240
／ 1204（午前9時から午後4時まで）

障害者差別解消相談

（権利擁護センター）

4月1日、障害者差別解消法が施行されました。障害者差別に関するご相談は地域における理解の促進が不可欠なため、ま

ずは基礎的自治体である市町村にご相談ください。また、県においても相談窓口を設置しています。

〈相談例〉

- ・ 障害を理由に対応を拒否された。
- ・ 事前に障害への配慮を求めたが対応されなかった。

〈連絡先・受付時間〉

☎ (048) 822-1297
（午前9時から午後5時まで）

障害者虐待に関する相談

（障害者権利擁護センター）

障害のある方の職場での虐待についての通報を受け付けるほか、虐待についてのご相談に応じます。（市町村では養護者・施設従事者・職場での虐待のいずれの通報・相談も受け付けています。）

〈相談例〉

- ・ 職場の同僚から無視されているが、会社に相談しても対応さ

れない。

- ・ 給料がきちんと支払われない。

〈連絡先・受付時間〉

☎ (048) 822-1297
（午前8時30分午後5時15分まで）

福祉サービス苦情相談

（埼玉県運営適正化委員会）

福祉サービスに関する苦情について、当事者同士が話し合いで解決することを支援します。助言、申し入れ、状況の調査やあっせん等を行います。

〈相談例〉

- ・ 職員の言葉づかいに傷ついた
- ・ 利用料が上がったが、説明がなかったのでよく分からない。

〈連絡先・受付時間〉

☎ (048) 822-1243
（午前9時から午後4時まで）



障害者交流センターコース

埼玉県障害者交流センター

文化芸術担当 主査 竹田友美

若尾圭介と音楽仲間によるクラシックコンサートを実施しました。

5月28日(土)に、毎年恒例となつてゐる若尾圭介氏によるオーボエコンサートを開催しました。

今年で二十回目を迎えた記念すべきコンサートは、錚々たるメンバーによる夢の協演となり、とても見応え、聴き応えのあるものでした。



現在、ポストン交響楽団でオーボエ奏者として活躍している若尾圭介氏は、毎年、交流セン

ターでのコンサートのために、来日していただいております。当センターのホール事業の中でも目玉事業の一つ

なつています。若尾氏とフランスを代表するオーボエ奏者・モーリス・ブルグ氏



による夢のようなオーボエの協演は、とても心地よい音色がホールに響き渡りました。そして、フルートの高木綾子氏、クラリネットの山本正治氏、ヴィオラの須田祥子氏、センターでもおなじみのピアノの広瀬悦子氏、さらに、若尾氏の愛娘、若尾圭良さんの

ヴァイオリン演奏も大変すばらしく、素敵な午後のひとときを過ごすことができました。ぜひまた来年も！という声も多く、誰もが、身近に一流の演奏を楽しむめるコンサートを今後も実施していきたいと考えております。



『納涼祭』

今年もステージ・飲食コーナー・縁日・打ち上げ花火等楽しい企画で大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

日時：7月24日(日)

午後6時～8時20分

場所：障害者交流センター



◆編集後記◆

「埼玉県障害者社会参加推進センターだより」はさいたま市浦和区にある障害者交流センターで編集会議を行つていきます。このセンターに来るたび、スポーツや文化活動、サークル活動などの様子を見ることとができ、新しい何かを始めてみたい、と思います。

県内にはいろいろな活動をされているサークルや団体があります。活動の様子や、各団体の動向など、いろいろな情報を発信して、より良い広報誌がお届けできるように努力していきたいと思つていきます。

埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

詫摩 佳子

スポレク

8/21(日) 13:30～
川越市総合福祉センター
「オアシス」体育館

☆参加費無料
☆体育館履き持参
☆お菓しのつかみ取り
あります！